

令和 5 年度

大阪総合保育大学

学 則

## 1－1 大阪総合保育大学学則

### 第 1 章 総 則

- 第 1 条 大阪総合保育大学(以下、「本学」という。)は、建学の精神および教育基本法に則り学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けるとともに、深く保育・教育に関する専門の理論および応用を教授研究し、もって保育・教育に関する高度な専門性と確かな実践的指導力を兼ね備え、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- 2 児童保育学部児童保育学科は、本学の建学の精神および保育者・教育者の養成機関としての社会的使命に則り、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、保育・教育に関する基本的、専門的知識・技能を修得するとともに、確かな実践的指導力と豊かな人間性を備えた保育者・教育者を育成することを目的とする。
- 3 児童保育学部乳児保育学科は、本学の建学の精神および保育者・教育者の養成機関としての社会的使命に則り、3歳未満の乳幼児を対象とした学びを深めた人材を養成する。人として最も発達や成長変化が著しい乳児期を理解することにより、子どもの側に立った保育内容・方法、保育者の働きかけについて専門的知識・技能を持ち、確かな実践的指導力と豊かな人間性を備えた保育者・教育者を育成することを目的とする。
- 4 本学は、大阪府大阪市東住吉区湯里6丁目4番26号に置く。

### 第 2 章 自己評価等

- 第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 自己点検・評価に関する規定は別にこれを定める。
- 3 本学は、第1項の点検および評価の結果について、学校教育法第109条第2項の政令で定める期間ごとに認証評価を受けるものとする。

### 第 3 章 学部、学科、授業科目、修業年限および学生定員

- 第 3 条 本学に次の学部、学科をおき、修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を越えることはできない。

学部・学科		入学定員	編入学定員	収容定員
児童保育学部	児童保育学科	110人	20人	480人
	乳児保育学科	70人	5人	290人

- 第 4 条 本学の授業科目は基礎科目および学科科目とし、教育課程を〔別表1〕のと

おり定める。

#### 第 4 章 学年、学期および休業

第 5 条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 条 1学年を2学期に分け、次のとおりとする。

前期は4月1日から9月30日まで、

後期は10月1日から翌年3月31日まで。

第 7 条 休業日は次のとおりとする。

日曜日、国民の祝日、開学記念日（5月8日）

夏期休業（8月1日から9月30日まで）

冬期休業（12月21日から1月10日まで）

春期休業（3月17日から3月31日まで）

ただし、学長が必要と認めた場合は、臨時休業日を設け、また休業日に臨時に授業を行うことができる。

#### 第 5 章 履修方法、課程修了および卒業

第 8 条 学生が卒業するためには、本学に4年以上在学し、次の表に定めるところにより所定の単位以上を修得しなければならない。ただし、第14条の教育職員免許状、第15条の保育士のいずれかの資格を原則取得するものとする。

学部・学科		分 野	単 位 数	
児童保育学部	児童保育学科	基礎科目	24 単位以上	124 単位以上
		学科科目	100 単位以上	
	乳児保育学科	基礎科目	24 単位以上	124 単位以上
		学科科目	100 単位以上	

第8条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第8条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第8条の2の第1項および第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

- 第 8 条の 4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について履修した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学する前に行った第 8 条の 3 の第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
  - 3 前 2 項の実施に関して必要な事項については、別に定める。
  - 4 前 3 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 8 条の 2 の第 1 項及び第 8 条の 3 の第 1 項の本学で修得したものとみなす単位数とあわせて 60 単位を超えないものとする。
- 第 9 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、〔別表 1〕に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、〔別表 1〕に定める授業科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (3) 実験、実習および実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、〔別表 1〕に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 上記の規定にかかわらず、卒業研究・卒業制作等の授業科目については、別途に単位数を定めるものとする。
  - 3 講義、演習、実験、実習および実技の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 第 10 条 授業科目を修了した学生には単位を与える。単位修了認定は試験等による。卒業研究および卒業制作等は試験によらず成績を定めることができる。ただし、各授業科目の出席すべき時間の 3 分の 2 以上出席しなければ修了は認定されない。
- 第 11 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。
- 第 12 条 本学に 4 年以上在学し、所定の単位を修得した者には卒業証書を与える。
- 2 前項により卒業した者は、次の学位が授与される。

## 児童保育学部 学士（教育学）

第 13 条 学業成績の判定は、100 点を満点として次の評価をもって表し、秀、優、良および可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 本学においては、学修の成果にかかる評価および卒業の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

第 14 条 教育職員の免許状を得ようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則の定める教科および単位数を修得しなければならない。

本学において取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

学部	学科	取得できる免許状の種類
児童保育学部	児童保育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状
	乳児保育学科	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状

第 15 条 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則により、その定める授業科目および単位数を修得しなければならない。

保育実習はその授業時間数の 5 分の 4 以上出席しなければ当該科目の履修の認定はされない。

なお、児童保育学科の保育士養成定員は 130 名、乳児保育学科の保育士養成定員は 75 名とする。

## 第 6 章 入学、退学、休学、編入学、除籍、転学等

第 16 条 本学の入学は学年度初めとする。

第 17 条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当し、入学試験に合格した者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育による 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) その他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認定した者

- 第 18 条 入学志願者については入学選抜試験を行う。
- 第 19 条 入学志願者は入学願書、その他所定の書類を添えて入学検定料とともに所定の期日までに提出しなければならない。
- 第 20 条 入学試験合格者は、指定の日までに誓約書および保証人連署の保証書各1通に所定の入学金等を添えて提出しなければならない。この手続きを終了しない者は合格を取消すことがある。保証人中1名は、父母または親族者とし、他の1名は原則として独立の生計を営む成年者で、本学において適當と認められた者とし、その保証する学生の在学中の一切の事項に関してその連帯の責任を負うものとする。
- 第 21 条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヵ月以上修学することができない者は、休学願にその事由を付して願い出て休学することができる。  
ただし、疾病の場合は医師の診断書を添付するものとする。休学期間は継続1年以内とし、通算して3年を超えることはできない。  
休学期間は第3条の修業年限に算入しない。
- 第 22 条 休学期間内において、その事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 第 23 条 退学しようとする者は、退学願に、その事由を記し保証人連署の上、願い出なければならない。一たん退学した者が再入学しようとするときは、退学3ヵ年以内に限り選考の上、これを許可することがある。
- 第 24 条 正当の理由なくして無届で長期欠席した者、または正当の理由なくして授業料等の納入を怠った者は除籍することがある。
- 第 25 条 他の大学から本学へ、転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。
- 2 本学から他の大学に転学を希望する者は、本学学長の許可を得なければならない。
  - 3 外国人留学生として本学に入学を志願する者があるときは、日本語能力等について審査し、選考の上、入学を許可することがある。
  - 4 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当し、編入学試験に合格した者とする。
    - (1) 大学を卒業した者。
    - (2) 短期大学を卒業した者。

- (3) 高等専門学校を卒業した者。
- (4) 学校教育法施行規則第 92 条 3 による旧制諸学校の卒業生。
- (5) 大学に 2 年以上在学し 60 単位以上を修得した者。

## 第 7 章 学 費

- 第 26 条 本学において徴収する授業料その他の学費は〔別表 2〕のとおりとする。
- 第 27 条 すでに納入した入学検定料、入学金、授業料等は原則として返却しない。
- 第 28 条 授業料は一学期を通じて休学したものに対しては、その学期の授業料を免除することができる。ただし、途中復学した者は、その学期の授業料全額を納めなければならない。
- 第 29 条 納付期限に至っても授業料等を納付しない者には督促する。督促を受けてから 10 日以上経過して、なお納付しない場合には、学長はその登学を停止することがある。
- 第 30 条 実験、実習に必要な費用は別にこれを徴収する。ただし、休学期間中はこれを免除する。

## 第 8 章 職 員

- 第 31 条 本学の職員については次の規定による。
  - (1) 本学に次の職員を置くことができる。  
学長・副学長・学部長・学科長・教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員・その他の職員
  - (2) 学長は、理事会の議を経て、理事長がこれを任命する。
  - (3) 学長以外の教員は教授会の議を経て理事長がこれを任命する。

## 第 9 章 学 部 教 授 会

- 第 32 条 本学に学部教授会を置く。
- 第 33 条 学部教授会は、学園長、学長、学部長、専任の教授、准教授および講師(以下「構成員」という。)を以て組織する。ただし、必要ある場合は、特任教員を加えることができる。
  - 2 学部教授会は、必要に応じて前項に掲げる構成員以外の者を出席させ、報告および説明または意見を求めることができる。ただし、議決には加えない。
  - 3 新採用人事および昇任人事に関する学部教授会は、教授人事には教授、准教授人事には准教授以上、講師人事には講師以上の者を以て構成する。
- 第 34 条 学部教授会は、定期教授会および臨時教授会とする。
  - 2 定期教授会は、原則として月 1 回開催する。
  - 3 臨時教授会は、学長が必要と認めた場合、または構成員の 3 分の 2 以上の要求

があった場合に、開催する。

- 第 35 条 学部教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席を以て成立し、議長は学長とする。ただし、学長に事故あるときは、学部長がその任務を代行する。
- 第 36 条 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学および卒業
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものと学長が定めるもの
- 2 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 学部教授会の運営に関する事項は、別にこれを定める。
- 4 教員の人事に関する規程は、別にこれを定める。

## 第 10 章 科目等履修生

- 第 37 条 本学の教育課程の科目の一部を選んで履修を希望する者があるときは、正規課程の教育・研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 第 38 条 科目等履修生が所定の授業科目を修め、その科目について、試験に合格したときは、所定の単位を与えることができる。その他科目等履修生に関する規定は別にこれを定める。

## 第 11 章 公開講座

- 第 39 条 本学は、学内外において公開講座を設けることができる。

## 第 12 章 図書館

- 第 40 条 本学に図書館を付設する。
- 第 41 条 図書館に関する規定は別にこれを定める。

## 第 13 章 厚生保健施設

- 第 42 条 職員および学生の福利厚生、保健医療のため、本学に厚生保健施設を設けることができる。

## 第 14 章 賞罰

- 第 43 条 人物学業とともに優秀で他の模範となるものに対してはこれを表彰し、授業料を免除することがある。

- 第 44 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者には、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒することができる。  
懲戒は訓告、停学および退学とする。
- 2 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
    - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
    - (2) 学力について成業の見込がないと認められる者
    - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
    - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
  - 3 学長は、学生に対する退学、停学および訓告の処分の手続きを定めなければならない。

## 附 則

- 1 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 2 本学則は、平成 18 年 12 月 1 日に一部改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 4 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 5 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 6 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 7 本学則は、平成 23 年 11 月 1 日から一部改正し施行する。
- 8 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 9 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 10 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 11 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 12 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 13 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 14 本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 15 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

〔別表1〕 2023年度 児童保育学部児童保育学科 履修科目表

区分	科 目 名	単位数	授業方法	開講期別		必修・選択の別	
				年次	期別	必修	選択
基礎科目	教育学概論	2	講義	1	半期	○	
	倫理学	2	講義	3	半期	○	
	社会学	2	講義	4	半期	○	
	人間論	2	講義	2	半期	○	
	子どもの人権	2	講義	4	半期	○	
	生活環境論	2	講義	4	半期	○	
	総合保育論	2	講義	4	半期	○	
	情報処理演習Ⅰ	1	演習	1	半期	○	
	情報処理演習Ⅱ	1	演習	1	半期	○	
	日本国憲法	2	講義	1	半期	○	
	英語	2	演習	1	通年	○	
	フランス語	2	演習	2	通年		いずれか2単位
	韓国語	2	演習	2	通年		選択必修
	体育(講義)	1	講義	1	半期	○	
	体育(実技)	1	実技	1	半期	○	
基礎科目の必要単位小計						22単位	2単位以上
学科科目	社会福祉	2	講義	1	半期	○	
	子育て支援	1	演習	2	半期	○	
	子ども家庭福祉	2	講義	1	半期	○	
	保育原理	2	講義	1	半期	○	
	保育者論	2	講義	1	半期		○
	保育の心理学	2	講義	1	半期	○	
	子どもの理解と援助	1	演習	3	半期	○	
	子どもの保健	2	講義	2	半期	○	
	子どもの健康と安全	1	演習	3	半期	○	
	子どもの食と栄養	2	演習	2	通年	○	
	子ども家庭支援論	2	講義	4	半期	○	
	保育の計画と評価	2	講義	2	半期		○
	保育内容総論	1	演習	4	半期		○
	幼児と健康	2	講義	1	半期	○	
	幼児と人間関係	2	講義	2	半期	○	
	幼児と環境	2	講義	1	半期	○	
	幼児と言葉	2	講義	2	半期	○	
	幼児と表現	2	講義	1	半期	○	
	健康領域指導法Ⅰ	1	演習	2	半期	○	
	健康領域指導法Ⅱ	1	演習	3	半期		○
	人間関係領域指導法Ⅰ	1	演習	2	半期	○	
	人間関係領域指導法Ⅱ	1	演習	3	半期		○
	環境領域指導法Ⅰ	1	演習	1	半期	○	
	環境領域指導法Ⅱ	1	演習	1	半期	○	
	言葉領域指導法Ⅰ	1	演習	2	半期	○	
	言葉領域指導法Ⅱ	1	演習	3	半期		○
	表現領域指導法Ⅰ	1	演習	2	半期	○	
	表現領域指導法Ⅱ	1	演習	2	半期		○
	乳児保育Ⅰ	2	講義	2	半期	○	
	乳児保育Ⅱ	1	演習	2	半期	○	
	社会的養護Ⅰ	2	講義	1	半期	○	
	社会的養護Ⅱ	1	演習	2	半期	○	
	障害児保育	2	演習	3	通年	○	
	子ども家庭支援の心理学	2	講義	2	半期		○
	在宅保育	2	講義	4	半期		○
	音楽(器楽)	2	演習	1	通年	○	
	基礎造形	1	演習	1	半期		○
	保育実習Ⅰ	4	実習	2	通年		○
	保育実習指導Ⅰ	2	演習	2	通年		○
	保育実習Ⅱ	2	実習	3	半期		○
	保育実習指導Ⅱ	1	演習	3	半期		○
	保育実習Ⅲ	2	実習	3	半期		○
	保育実習指導Ⅲ	1	演習	3	半期		○
	保育実践学習Ⅰ	1	演習	1	半期		○
	保育実践学習Ⅱ	1	演習	1	半期		○
	保育実践学習Ⅲ	1	演習	2	半期		○
	保育実践学習Ⅳ	1	演習	2	半期		○

区分	科 目 名	単位数	授業方法	開講期別		必修・選択の別	
				年次	期別	必修	選択
学科科目	音楽科指導法	2	講義	3	半期		○
	道徳教育の理論と実践	2	講義	4	半期		○
	教職論	2	講義	1	半期	○	
	教育相談	2	講義	3	半期	○	
	教育方法・技術論	2	講義	3	半期	○	
	ICT活用の理論と実践	1	演習	3	半期	○	
	幼児理解	2	講義	4	半期	○	
	教育心理学	2	講義	3	半期	○	
	教育課程論	2	講義	3	半期	○	
	教育制度	2	講義	3	半期	○	
	健康教育	2	講義	1	半期		○
	体育科指導法	2	講義	1	半期		○
	音楽演習Ⅰ	1	演習	2	半期		○
	音楽演習Ⅱ	1	演習	3	半期		○
	図画工作科指導法	2	講義	3	半期		○
	国語	2	講義	1	半期		○
	国語科指導法	2	講義	2	半期		○
	算数	2	講義	1	半期		○
	算数科指導法	2	講義	2	半期		○
	理科	2	講義	2	半期		○
	理科指導法	2	講義	2	半期		○
	社会	2	講義	2	半期		○
	社会科指導法	2	講義	2	半期		○
	家庭	2	講義	3	半期		○
	家庭科指導法	2	講義	3	半期		○
	生活	2	講義	2	半期		○
	生活科指導法	2	講義	3	半期		○
	総合的な学習の時間の指導法	2	講義	3	半期		○
	特別活動指導法	2	講義	3	半期		○
	生徒指導	1	講義	3	半期		○
	進路指導論	1	講義	3	半期		○
	小学校英語	2	講義	3	半期		○
	英語指導法	2	講義	3	半期		○
	教職実践演習(幼・小)	2	演習	4	半期		○
	教育実習(幼)	5	実習	3or4	通年		○
	教育実習(小)	5	実習	3or4	通年		○
	介護等体験	1	実習	3	半期		○
	特別支援教育総論	2	講義	2	半期	○	
	知的障害者の心理・生理・病理	2	講義	3	半期		
	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	講義	3	半期		
	病弱者の心理・生理・病理	2	講義	3	半期		
	知的障害教育論Ⅰ	2	講義	3	半期		
	知的障害教育論Ⅱ	2	講義	4	半期		
	肢体不自由教育論Ⅰ	2	講義	3	半期		
	肢体不自由教育論Ⅱ	2	講義	4	半期		
	病弱教育論	2	講義	3	半期		
	視覚障害者の心理・生理・病理	1	講義	3	半期		
	聴覚障害者の心理・生理・病理	1	講義	3	半期		
	重複障害者等の心理・生理・病理	1	講義	4	半期		
	視覚障害教育論	1	講義	3	半期		
	聴覚障害教育論	1	講義	3	半期		
	重複障害等教育論	1	講義	4	半期		
	教育実習(特支)	3	実習	4	通年		
	特別支援教育総合演習	1	演習	1	半期		
	総合基礎演習Ⅰ	2	演習	1	通年	○	
	総合基礎演習Ⅱ	2	演習	2	通年	○	
	卒業論文Ⅰ	2	演習	3	通年	○	
	卒業論文Ⅱ	4	演習	4	通年	○	
学科科目の必要単位数小計						70単位	31単位以上
卒業に必要な最低単位数						124単位以上	

〔別表1〕 2023年度 児童保育学部乳児保育学科 履修科目表

区分	科 目 名	単位数	授業方法	開講期別		必修・選択の別	
				年次	期別	必修	選択
基礎科目	教育学概論	2	講義	1	半期	○	
	倫理学	2	講義	3	半期	○	
	社会学	2	講義	4	半期	○	
	人間論	2	講義	2	半期	○	
	子どもの人権	2	講義	4	半期	○	
	生活環境論	2	講義	4	半期	○	
	総合保育論	2	講義	4	半期	○	
	情報処理演習Ⅰ	1	演習	1	半期	○	
	情報処理演習Ⅱ	1	演習	1	半期	○	
	日本国憲法	2	講義	1	半期	○	
	英語	2	演習	1	通年	○	
	フランス語	2	演習	2	通年	いずれか2単位 選択必修	
	韓国語	2	演習	2	通年		
	体育(講義)	1	講義	1	半期	○	
	体育(実技)	1	実技	1	半期	○	
基礎科目の必要単位小計					22単位	2単位以上	
学科科目	社会福祉	2	講義	1	半期	○	
	子育て支援	1	演習	2	半期	○	
	子ども家庭福祉	2	講義	1	半期	○	
	保育原理	2	講義	1	半期	○	
	保育者論	2	講義	1	半期	○	
	保育の心理学	2	講義	1	半期		
	子どもの理解と援助	1	演習	3	半期	○	
	子どもの保健	2	講義	2	半期	○	
	子どもの健康と安全	1	演習	3	半期	○	
	子どもの食と栄養	2	演習	2	通年	○	
	子ども家庭支援論	2	講義	4	半期	○	
	保育の計画と評価	2	講義	2	半期	○	
	保育内容総論	1	演習	4	半期		
	幼児と健康	2	講義	1	半期	○	
	幼児と人間関係	2	講義	2	半期	○	
	幼児と環境	2	講義	1	半期	○	
	幼児と言葉	2	講義	2	半期	○	
	幼児と表現	2	講義	1	半期	○	
	健康領域指導法Ⅰ	1	演習	2	半期	○	
	健康領域指導法Ⅱ	1	演習	3	半期	○	
	人間関係領域指導法Ⅰ	1	演習	2	半期		
	人間関係領域指導法Ⅱ	1	演習	3	半期	○	
	環境領域指導法Ⅰ	1	演習	1	半期		
	環境領域指導法Ⅱ	1	演習	1	半期	○	
	言葉領域指導法Ⅰ	1	演習	2	半期		
	言葉領域指導法Ⅱ	1	演習	3	半期	○	
	表現領域指導法Ⅰ	1	演習	2	半期		
	表現領域指導法Ⅱ	1	演習	2	半期	○	
	乳児保育Ⅰ	2	講義	2	半期		
	乳児保育Ⅱ	1	演習	2	半期	○	
	社会的養護Ⅰ	2	講義	1	半期		
	社会的養護Ⅱ	1	演習	2	半期	○	
	障害児保育	2	演習	3	通年		
	子ども家庭支援の心理学	2	講義	2	半期	○	
	在宅保育	2	講義	4	半期		
	保育実習Ⅰ	4	実習	2	通年	○	
	保育実習指導Ⅰ	2	演習	2	通年		
	保育実習Ⅱ	2	実習	3	半期	○	
	保育実習指導Ⅱ	1	演習	3	半期		
	保育実習Ⅲ	2	実習	3	半期	○	
	保育実習指導Ⅲ	1	演習	3	半期		

区分	科目名	単位数	授業方法	開講期別		必修・選択の別	
				年次	期別	必修	選択
学科科目	保育実践学習Ⅰ	1	演習	1	半期		○
	保育実践学習Ⅱ	1	演習	1	半期		○
	保育実践学習Ⅲ	1	演習	2	半期		○
	保育実践学習Ⅳ	1	演習	2	半期		○
	教職論	2	講義	1	半期	○	
	教育相談	2	講義	3	半期	○	
	教育方法・技術論	2	講義	3	半期	○	
	幼児理解	2	講義	4	半期	○	
	教育心理学	2	講義	3	半期	○	
	特別支援教育総論	2	講義	2	半期	○	
	教育課程論	2	講義	3	半期	○	
	教育制度	2	講義	3	半期	○	
	国語	2	講義	1	半期		○
	算数	2	講義	1	半期		○
	音楽(器楽)	2	演習	1	通年	○	
	音楽演習Ⅰ	1	演習	2	半期		○
	音楽演習Ⅱ	1	演習	3	半期		○
	基礎造形	1	演習	1	半期		○
	健康教育	2	講義	1	半期		○
	教職実践演習(幼)	2	演習	4	半期		○
	教育実習(幼)	5	実習	3	通年		○
	総合基礎演習Ⅰ	2	演習	1	通年	○	
	総合基礎演習Ⅱ	2	演習	2	通年	○	
	卒業論文Ⅰ	2	演習	3	通年	○	
	卒業論文Ⅱ	4	演習	4	通年	○	
	赤ちゃんの人体としくみ	2	講義	3	半期	○	
	赤ちゃんの神経学	2	講義	4	半期		○
	赤ちゃんの看護	2	講義	3	半期		○
	赤ちゃんの災害救急	2	講義	4	半期		○
	赤ちゃんの生理学	2	講義	2	半期	○	
	乳児の身体と生理学	2	講義	3	半期		○
	乳児の情動と生理学	2	講義	3	半期		○
	乳児の大脳生理学	2	講義	3	半期		○
	赤ちゃんの発達心理学	2	講義	2	半期	○	
	赤ちゃん学基礎理論	2	講義	2	半期	○	
	前期乳児の発達心理学	1	演習	2	半期		○
	後期乳児の発達心理学	1	演習	2	半期		○
	日本の乳児保育	2	講義	2	半期		○
	世界の乳児保育	2	講義	3	半期		○
	乳児保育研究法Ⅰ	1	演習	1	半期		○
	乳児保育研究法Ⅱ	1	演習	2	半期		○
	病児保育	1	演習	4	半期		○
	赤ちゃんの生活と保育	2	講義	1	半期	○	
	赤ちゃんの生活とデザイン	2	講義	1	半期	○	
	前期乳児の生活と保育	1	演習	3	半期	○	
	後期乳児の生活と保育	1	演習	3	半期	○	
	乳児保育の計画	2	講義	2	半期	○	
	乳児の環境とデザイン	2	講義	2	半期	○	
	前期乳児の保育実践	1	演習	3	半期	○	
	後期乳児の保育実践	1	演習	3	半期	○	
	知的障害者の心理・生理・病理	2	講義	3	半期		
	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	講義	3	半期		
	病弱者の心理・生理・病理	2	講義	3	半期		
	知的障害教育論Ⅰ	2	講義	3	半期		
	知的障害教育論Ⅱ	2	講義	4	半期		
	肢体不自由教育論Ⅰ	2	講義	3	半期		
	肢体不自由教育論Ⅱ	2	講義	4	半期		
	病弱教育論	2	講義	3	半期		
	視覚障害者の心理・生理・病理	1	講義	3	半期		
	聴覚障害者の心理・生理・病理	1	講義	3	半期		
	重複障害者等の心理・生理・病理	1	講義	4	半期		
	視覚障害教育論	1	講義	3	半期		
	聴覚障害教育論	1	講義	3	半期		
	重複障害等教育論	1	講義	4	半期		
	教育実習(特支)	3	実習	4	通年		
	特別支援教育総合演習	1	演習	1	半期		
学科科目の必要単位数小計						89単位	11単位以上
卒業に必要な最低単位数						124単位以上	

学費等一覧表[別表2]

①入学金

	金額	納入時期
入学金	300,000円	指定された日

②授業料等

	金額	納入時期
授業料 教育充実費	840,000円 240,000円	前期 420,000円 後期 420,000円 " 120,000円 " 120,000円
計	1,080,000円	前期 540,000円 後期 540,000円

注1:上記の費用は前期(指定された日)、後期(10月)に徴収する。